「障害者総合支援法」の対象となる 疾病を332に拡大します

平成27年7月1日から「障害福祉サービス等※1」の対象 となる疾病が、151から332へ拡大されます。

対象となる方は、障害者手帳※2をお持ちでなくても、 必要と認められた支援が受けられます。

- ※1 障害者・障害児は、障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業 (障害児は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)
- ※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

対象となる方

対象疾病に該当する方(次ページ参照)



手続き

- ◆対象疾病に罹患していることがわかる証明書(診断書など)を 持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にサービスの利用を申請 してください。
- ◆障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められた サービスを利用できます。

(訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません)

◆詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口に お問い合わせください。



🙌 厚牛労働省